

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン
企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」	企業会計基準

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	財務諸表等規則第 95 条の 5 第 1 項及び連結財務諸表規則第 65 条第 1 項等に掲げる記載について、改正された企業会計基準第 5 項に対応させて、損益に計上されない法人税等の金額を除外する定めを置くのが適切と考える。	貴重なご意見として承ります。 なお、財務諸表等規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号及び連結財務諸表規則第 65 条第 1 項第 1 号については、企業会計基準委員会が公表した会計基準に従って損益に計上する法人税等と同様のものとなります。
2	連結財務諸表規則ガイドライン 65-1-1 に掲げる記載についても、改正された企業会計基準第 5 項、第 5-4 項及び第 5-5 項に対応させて、「納付すべき額」から株主資本又はその他の包括利益に計上する法人税、住民税及び事業税を控除した額及び過年度にその他の包括利益に計上された法人税等を組替調整した額の合計額が連結損益計算書に記載されるよう見直しを図るのが適切と考える。	ご指摘を踏まえて、連結財務諸表規則ガイドライン 65-1-1 の文言を修正しました。また、単体財務諸表においても、財務諸表等規則ガイドライン 95 の 5-1-1 で同様の内容を明確化しております
3	連結財務諸表規則ガイドライン 65-1-1 についても、改正された企業会計基準第 5 項、第 5-4 項及び第 5-5 項に合わせて改正することをご検討いただきたい。	